

産業廃棄物に関する記載内容

「吹田市建設汚泥の自ら利用に関する指導要領」の概要

本指導要領は、建設汚泥のリサイクルと称する不適正処理を排除しつつ、確実な現場内（現場間）利用が行われることを目的としており、環境省の通知内容※等を利用条件として位置づけ、個別工事ごとに注文者が知事と事前協議を行うこと等注文者及び元請業者の役割を規定しており、本指針の運用により計画的で適正な現場再生利用を図らなければならない。現場内利用における注文者に対する役割として、次の事項が定められている。

- ・利用に係る事前協議
- ・利用方法等の明示
- ・施工管理・記録の保存

現場内利用における元請業者に対する役割として、次の事項が定められている。

- ・処理及び利用計画書の提出、管理責任者の設置
- ・再生処理時の留意事項
- ・処理後物の品質確保、適切な保管及び利用
- ・建設汚泥の利用記録・保存
- ・利用計画に変更がある場合の届け出

現場間利用に関する注文者の役割として、次の事項が定められている。

- ・利用できる工事間の制限
- ・再生処理の主体、再生処理場所の決まり
- ・処理後物の運搬及び保管、利用期間

現場間利用に関する発生工事元請業者の役割としては、前述の現場内利用における元請業者の役割に規定する内容に加え、次の事項が定められている。

- ・建設汚泥の処理に関する連名届け出
- ・処理後物の品質基準より第4種処理土の除外

現場間利用に関する利用工事元請業者の役割として、次の事項が定められている。

- ・利用担当部署長の指示及び監督の下、処理後物の管理、適切な利用工事
- ・利用計画書に関する連名届け出

【建設汚泥の「自ら利用」に関する条件の考え方（環境省通知の概略）】

「自ら利用」にあたっては、建設汚泥処理物（処理後物）が、次に示す「有価物判断要素」に適合する必要がある。

1. 性状について

- ① 再生利用の用途に要求される品質を満足していること
- ② 飛散、流出及び悪臭の発生等生活環境保全上の支障が生じる恐れがないこと
- ③ 再生処理は安定的に品質が得られる処理方法であり、工程管理がなされていること

2. 排出状況

搬出は、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること

3. 通常取引形態

建設汚泥処理物が、建設資材として市場が形成されること

4. 取引価値の有無

建設資材として利用する工事に係る計画が、工事注文者又は施行者から示される設計図書、確認書等により確認できること

5. 占有者の意思

占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡しようとする、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思があること

出典：「吹田市建設汚泥の自ら利用に関する指導要領（令和4年4月公表）」

（吹田市公式ウェブサイト、令和6年3月閲覧）

「吹田市がれき類の自ら利用に関する指導要領」の概要

本指導要領は、吹田市の建設工事から生じる建設廃棄物を占有者自らが吹田市の区域において再生利用することについて、その利用の条件等を定めることを目的としており、対象とする建設廃棄物は、コンクリートがら及びアスファルトがらとする。

がれき類を自ら利用する場合について、次に示す事項が定められている。

- ・利用範囲として、土木構造物等の工作物及び建築物の基礎、土木構造物の裏込材等工作物と一体的に使用する箇所に限る
- ・注文者は再生処理の利用計画を明示する必要がある、再生材が規格を満足していること
- ・元請業者は、注文者の指示監督の下に、適正な再生処理及び再生材の利用をすること
- ・再生処理の過程で、周辺的生活環境に影響を与えないよう事前に防止対策を実施しておくこと
- ・利用計画書、利用実績書の作成及び保存

出典：「吹田市がれき類の自ら利用に関する指導要領（令和4年4月公表）」

（吹田市公式ウェブサイト、令和6年3月閲覧）

「令和3年9月30日付け環境省通知（環循適発第2109301号、環循規発第2109302号）」の概要

地下工作物の存置については、一般社団法人日本建設業連合会において「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」（2020年2月）が作成されている。次に掲げる①から④までの全ての条件を満たすとともに、同ガイドライン「3.2.3 存置する場合の留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。なお、存置の対象となるのは、コンクリート構造物等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。また、戸建住宅の地下躯体は対象に含まれない。

- ① 存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。
- ② 対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。
- ③ 地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。
- ④ 関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。

なお、地下工作物を存置する場合においても、石綿含有建材やPCB使用機器などの有害物、これら以外の内装材や設備機器などは全て撤去すべきものである。また、地方公共団体が上記の①から④までの条件を満たしていないと判断した場合は「廃棄物」に該当し得るとともに、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められると判断した場合は、当該地下工作物の撤去等、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることが可能である。

出典：「令和3年9月30日付け環境省通知（環循適発第2109301号、環循規発第2109302号）（令和3年9月30日公表）」

（環境省公式ウェブサイト、令和6年10月閲覧）

「吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」の概要

本条例は、吹田市環境基本条例の理念に基づき、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関し必要な事項を定め、これに基づく施策を推進することにより、現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的としている。

本条例では事業者に対して、主に次に示す事項が定められている。

- ・産業廃棄物を生ずる事業場での産業廃棄物管理責任者の設置
- ・産業廃棄物を生ずる事業場外で産業廃棄物の保管を行う場合の届け出

出典：「吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」

（令和元年12月27日 条例第49号）